

令和7、8、9年度における試験用発射管（B）の定期検査、年次検査、修理及び改造の契約希望者募集要項（公募）

令和7、8、9年度における試験用発射管（B）の定期検査、年次検査、修理及び改造の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
鹿屋航空基地隊鹿屋経理隊長

記

- 1 調達品目
令和7、8、9年度における試験用発射管（B）の定期検査、年次検査、修理及び改造
- 2 役務調達予定時期
令和7年5月～令和10年3月
- 3 公募に応募できる者の資格
応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 防衛省としての指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切な契約の履行が確保される者
 - (5) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」に係る九州、沖縄地域の競争参加資格を有するもので、かつ、令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後速やかに資格審査結果通知書を提出できる者か、申請中の場合は資格決定後速やかに提出できる者。
 - (6) 当該役務の履行能力を有する者
 - (7) 当該役務を効率かつ、効果的に実施できる技術を有すること。
 - (8) 当該役務の履行に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させる体制を有すること。
 - ア 安全、工程管理、品質保証及び保全に関する能力
 - イ 各種記録簿等の記録（各種データ収集、記録及び管理、各種報告書の作成）、官が要求する各種報告書の作成に関する能力
 - ウ 官に対する技術支援能力（使用者への助言等）
 - エ 当該役務の実施に必要な高圧ガスに関する有資格者

- オ 履行に当たって、分解、整備、検査、修理、改造、組み立て及び作動試験に必要な設備を有していること。
- カ 秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者（立入実績のある者等）を充てることができること。
- (9) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者
- (10) 本事業の一部を第三者に委託する場合は、委託させる業務に応じて、第6号から第8号の項目のうち必要な条件を満たすことを証明できること。

4 参加表明

応募する者は、付紙様式に示す「参加表明書」及び第1号、第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料等」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない場合は、その旨の書面を提出することで、資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

5 技術資料の提出

次に示す項目について提出する。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- (1) 第3項第6号から第8号に規定する条件を満たすことを証明する書類
 - ア 過去3年間の受注実績一覧表（実績がない場合は省略可）
 - イ 設備及び体制等を証明する書類（組織図、安全体制等）
 - ウ 当該役務従事者又はその予定者（予定が変更する場合にはその都度）の名簿及び資格保有者名簿（試験用発射管（B）に関連するもの）
- (2) 第三者に役務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表及び委託する内容によって、第3項第9号の規定を証明する書類

6 提出先及び提出期間等

(1) 提出先

海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊契約班
〒893-8510
鹿児島県鹿屋市西原3-11-2
0994-43-3111（内線2446）（担当 眞木）

(2) 提出期間

令和7年3月13日～令和7年4月30日

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分までの正午から午後1時までを除く時間とする。

(4) 提出書類及び部数

参加表明書、技術資料等共各2部

会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部

(5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、当該募集に係る調達に間に合わない可能性がある。

7 技術資料等の審査

(1) 技術資料等の提出者は、技術審査を行う部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

(2) 技術資料等の提出者は、技術審査を行う部隊の担当者から検査・修理設備及び体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査に協力しなければならない。

8 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められる者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

また、複数年度の調達に係る調達の結果、合格通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済の技術資料の変更の有無を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

9 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受領した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊契約班

イ 時間：土、日及び祝祭日を除く、毎日午前8時00分から午後4時45分まで、ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受領した日から3日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は、疑義の再申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

10 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり下記の各号について、同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は、無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を

停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。

ク 本募集要項において公募の対象とする調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達することを保証するものではない。

(2) 資料等の提出にあたっては、製本等過剰な編てつは不要とする。

(記入例)

令和 年 月 日

鹿屋航空基地隊鹿屋経理隊長 殿

会社名
代表者名

参加表明書(鹿空基公示第06-18号)

標記について、下記のとおり応募します。

記

番号	品名	募集区分				備考
		定期 検査	年次 検査	修理	改造	
1	試験用発射管(B)					

- 添付書類 : 1 資格審査結果通知書(全省庁統一資格の写し)
2 決算報告書(写し)
3 技術資料一式